

職 職 — 4 3 5

令和 7 年 12 月 8 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について（平成 10 年 11 月 13 日職福—443）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 14 条関係	第 14 条関係
1・2 (略)	1・2 (略)
3 この条の第 1 項第 1 号の「人 事院が定める制度又は措置」 は、次に掲げる制度又は措置と	3 この条の第 1 項第 1 号の「人 事院が定める制度又は措置」 は、次に掲げる制度又は措置と

する。	する。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 人事院規則 15—14 第2 2条第1項第8号又は人事院 規則 15—15 <u>第4条第1項 第15号</u> の規定による保育の ために必要と認められる授乳 等を行う場合の休暇	(7) 人事院規則 15—14 第2 2条第1項第8号又は人事院 規則 15—15 <u>第4条第2項 第1号</u> の規定による保育のた めに必要と認められる授乳等 を行う場合の休暇
(8)・(9) (略)	(8)・(9) (略)
(10) 人事院規則 15—14 第2 2条第1項第11号又は人事 院規則 15—15 <u>第4条第1 項第16号</u> の規定による子の 看護等のための休暇	(10) 人事院規則 15—14 第2 2条第1項第11号又は人事 院規則 15—15 <u>第4条第2 項第2号</u> の規定による子の看 護等のための休暇
(11)～(14) (略)	(11)～(14) (略)
4～9 (略)	4～9 (略)
第15条関係	第15条関係
1 (略)	1 (略)
2 この条の第1項の「人事院が 定める制度又は措置」は、次に 掲げる制度又は措置とする。	2 この条の第1項の「人事院が 定める制度又は措置」は、次に 掲げる制度又は措置とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤務時間法第20条第1項 に規定する介護休暇又は人事 院規則 15—15 <u>第4条第2 項第1号</u> の規定による要介護	(2) 勤務時間法第20条第1項 に規定する介護休暇又は人事 院規則 15—15 <u>第4条第2 項第4号</u> の規定による要介護

	者の介護をするための休暇	者の介護をするための休暇
(3)	勤務時間法第20条の2第1項に規定する介護時間又は人事院規則15—15 <u>第4条第2項第2号</u> の規定による要介護者の介護をするための休暇	勤務時間法第20条の2第1項に規定する介護時間又は人事院規則15—15 <u>第4条第2項第5号</u> の規定による要介護者の介護をするための休暇
(4)～(6)	(略)	(略)
(7)	人事院規則15—14第2条第1項第12号又は人事院規則15—15 <u>第4条第1項第17号</u> の規定による要介護者の世話をを行うための休暇	人事院規則15—14第2条第1項第12号又は人事院規則15—15 <u>第4条第2項第3号</u> の規定による要介護者の世話をを行うための休暇
(8)～(10)	(略)	(略)
3～6	(略)	(略)

以 上